

合併契約書

公益財団法人徳島県スポーツ協会（以下、「甲」という。）と一般財団法人徳島県スポーツ振興財団（以下、「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続法人、乙を吸収合併消滅法人として合併する。

2 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続法人

名称 公益財団法人徳島県スポーツ協会

住所 徳島県徳島市昭和町三丁目35番地1

（2）吸収合併消滅法人

名称 一般財団法人徳島県スポーツ振興財団

住所 徳島県鳴門市撫養町立岩字四枚61番地

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、令和3年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（法人住所の変更）

第3条 効力発生日より、吸収合併存続法人の住所を「徳島県鳴門市撫養町立岩字四枚61番地」に変更する。

（合併承認）

第4条 甲及び乙は、本契約につき令和3年3月31日までに、それぞれ評議員会の承認を得るものとする。

（法人財産の引継ぎ）

第5条 甲は、効力発生日において、乙の資産、負債その他の権利義務の全部を継承する。

（基本財産の取扱い）

第6条 甲及び乙の、効力発生日前日の財産目録に記載された基本財産の取扱いは、効力発生日に甲が適用する定款の基本財産に関する規定に従うものとする。

（善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上これを行う。

（職員の処遇）

第8条 甲は、効力発生日において、乙の職員を甲の職員として引き継ぐものとする。ただし、勤務年数については、乙における年数を通算する。

（合併条件の変更等）

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産もしくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約に定めのない事項）

第10条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年11月9日

甲 徳島県徳島市昭和町三丁目35番地1

公益財団法人徳島県スポーツ協会

会長 飯泉 嘉門



乙 徳島県鳴門市撫養町立岩字四枚61番地

一般財団法人徳島県スポーツ振興財団

理事長 木下 慎次

